

小企業の雇用に関する調査結果 従業員過不足DIは3年連続上昇

日本政策金融公庫が取引先企業を対象に昨年9月中旬に実施した「小企業の雇用に関する調査」結果（有効回答数6502社）によると、現在の従業員数が最近の営業状況と比べて「不足」と回答した企業割合は38.5%と、前回調査（2022年7～9月期）から2.6ポイント上昇した。一方、「過剰」は6.8%と、同1.9ポイント低下。従業員過不足DI（「不足」－「過剰」企業割合）は、同4.6ポイント上昇し、31.8となった。上昇は3年連続。

従業員過不足DIを業種別にみると、卸売業を除くすべての業種で上昇。「不足」割合は、「運輸業」が59.4%と最も高く、次いで「建設業」（57.7%）、「情報通信業」（55.1%）の順。また、従業員数が1年前と比べて「増加」と回答した企業割合は11.4%と、前回調査における今後の方針（25.8%）を下回った。業種別にみると、「運輸業」が20.3%と最も高く、次いで「情報通信業」（19.4%）、「飲食店・宿泊業」（14.3%）の順となっている。

従業員数の増加理由（3つまで回答）は、「将来の人手不足への備え」と回答した企業割合が63.1%と最も高く、「受注・販売が増加」（34.7%）、「技能継承のため（従業員の高齢化への対応）」（31.1%）の順。従業員数の減少理由（同）は、「転職者の補充人員を募集したが採用できず」と回答した企業割合が43.2%と最も高く、次いで「受注・販売が減少」（39.5%）、「受注・販売が減少見込み」（19.8%）の順となっている。

交際費非課税の飲食費上限見直し 5000円を「1万円以下」に引上げ

2024年度税制改正においては、地方活性化の中心的役割を担う中小企業の経済活動の活性化や、「安いニッポン」の指摘に象徴される飲食料費に係るデフレマインドを払拭する観点から、交際費課税の見直しが行われる。

具体的には、損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準について、会議費の実態を踏まえ、現行の1人当たり5000円以下から「1万円以下」に引き上げられる。

また、接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限が3年延長される。

現行の接待飲食費は、社内飲食費を除いた交際費に含まれる「飲食費」について、定められた項目を記載した帳簿上の飲食費（「接待飲食費」と仕訳したもの）であれば、その額の50%を損金に算入できるととされている特例がある。この特例は、中小企業だけでなく大企業にも適用される。

中小企業の場合は、上記の(1)交際費等の額のうち、飲食その他これに類する行為のために要する費用の50パーセントに相当する金額を超える部分の金額と、(2)損金不算入額として、交際費等の額のうち、800万円にその事業年度の月数を乗じ、これを12で除して計算した金額（「定額控除限度額」）に達するまでの金額を超える部分の金額、の(1)か(2)のいずれかの金額が損金不算入額となる選択適用が認められている。